

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

- ・ サプライチェーンにおける業務効率化に向け、素材や製造方法の改善等を通じた、製造・物流過程におけるコスト・工数の削減を進めてまいります。
- ・ 取引先との公正・公平な取引を徹底し、環境や人権の尊重に配慮するなどサステナビリティを重視した調達活動を推進してまいります。
- ・ コーポレートベンチャーキャピタルファンド等を通じて、「医療」「介護」「健康」の各分野において、革新的な技術や優れたサービスを持つスタートアップ企業の成長を後押しするとともに、パートナーシップを強化し、相互に社会貢献を続けていくことで、よりよい未来の実現を目指します。

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

3. その他（任意記載）

私たちは全員参加で、医療・福祉にかかわる企業としての社会的使命と社会の一員としての責任を自覚し、「パラマウントベッドグループ企業行動憲章」に則って誠実に行動します。

また、当社は、自由経済社会における企業活動の基本ルールとして独占禁止法及びその関係法令を尊重し、創意工夫の発揮と公正かつ自由な競争により、商品やサービスを市場に提供し、社会の利益に貢献するという方針を明確にした「独占禁止法遵守宣言」を行っております。

代金の支払いにあたっては、現金払いや電子記録債権を原則とし、約束手形の利用は行いません。

2026 年 3 月 2 日

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

パラマウントベッド株式会社

代表取締役 社長執行役員 木村友彦